

平成27年度 第5回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成28年1月15日（金）午後2時～4時

場所：男女共同参画センター“ひらく”

1 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：8人

2 傍聴者

1人

3 会議資料

資料1 委員名簿

資料2 小平市男女共同参画センター“ひらく”リーフレット

資料3 小平市男女共同参画センター条例・条例施行規則

資料4 男女共同参画センター“ひらく”概要

資料5 男女共同参画センター“ひらく”利用実績、登録団体一覧

資料6 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書

資料7 調査報告書のクロス集計表 一覧

資料8 クロス集計表

資料9 会長メモ：意見書について

資料10 内閣府：第4次男女共同参画基本計画（概要）

【参考1】 第19回女と男のフォーラムチラシ

【参考2】 女性のための再就職支援事業チラシ

4 内容

・配付資料の確認

5 議題（報告）

(1) 男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営について

(2) 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書について

(3) 男女共同参画推進計画の意見書について

6 会議記録（要約）

議題（1）男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営について

⇒資料2：小平市男女共同参画センター“ひらく”リーフレット

資料3：小平市男女共同参画センター条例・条例施行規則

資料4：男女共同参画センター“ひらく”概要

資料5：男女共同参画センター“ひらく”利用実績、登録団体一覧

会 長：議題1、男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営について、事務局から説明を。

事務局：議題1の説明（資料2～5）。

男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営について、本年4月から管理体制が変わるので、男女共同参画センターの概要と現状を説明する。以下、参画センターと呼ぶ。

資料2

- ・参画センターは平成16年4月に、小平元気村おがわ東の2階に開設された。

資料3

- ・条例第1条にある「男女共同参画社会の形成」のため、第2条では第1条の目的を達成するために、3点の事業を掲げている。

資料4

- ・参画センターの開館時間は午前9時から午後10時まで。青少年センターと共通の嘱託職員が朝9時30分から夜9時まで、スタッフルームで、両センターの管理・運営を行っている。
- ・登録団体などの利用がない時は、職員が朝9時30分に鍵を開けて開放し、夜9時に鍵をかけることとしている。
- ・女性と男性が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野とともに参画する男女共同参画社会を実現するための活動の拠点として、女性行政調整機関、交流・活動センター、能力開発センター、情報センターとしての4つの機能を有している。
- ・資料4裏面に参画センターの愛称“ひらく”の由来、男女共同参画推進実行委員会について記載している。
- ・今年度、参画センターでの活動としては、登録団体が会議等で利用する他、女性の就労をテーマとしたワールドカフェを開催したり、小平元気村おがわ東全体で行う、元気村まつりでも、登録団体や実行委員会が催しを行っている。
- ・資料・書籍の貸し出し、個人で資料を研鑽したり、飲食ができる部屋になっているので、飲み物を飲みながら語らうこともできる。

資料5

- ・利用者数は、平成26年度（昨年度）は1,790人、登録団体数は16団体。

平成27年度は1団体増え、17団体となっている。裏面は平成26年度・25年度の利用件数を月別に、貸出区分の午前・午後・夜間で集計した表、2枚目は参画センター登録団体の一覧である。

次に、青少年センターがこの3月末で廃止されることが決まっているので、本年4月からの参画センターの管理・運営について、事務局として検討してきた。現在、企画政策部門との最終的な調整を行っており、未確定だが、今までのスタッフルームが使えなくなり、嘱託職員も3年の任期が終わるが、新たに職員の募集は行っていない。別の形で、参画センターに人員を配置できるよう、体制を考えている。昨年11月に、参画センター登録団体、実行委員会の皆さんにアンケートを、また、12月に懇談会を開催し、利用者の意見を伺った。市民協働・男女参画推進課で担当している市民活動支援センターあすびあは、指定管理で管理しているので、様々な管理の方法、委託なども検討している段階。参画センターは会議としての予約がない場合は、図書館のように、いつも開放している部屋なので、「初めて来館した方にご案内できる、専属の職員を配置して欲しい」との要望が多く寄せられた。限られた市の予算の中で、開館時間中ずっと人がいるという体制は厳しいと考えており、日中は常駐し、夜間は利用者に鍵の開錠・施錠などをお願いする方向で検討している。

会 長 : せっかくの機会なので、管理・運営の形態が変わるという点があるが、それ以外についても、率直な意見を出していただきたい。

資料4 “ひらく” 概要のところ、役割として4項目が挙げられているが、2番目の交流・活動センターとしての施設利用、4番目の情報センターとしての資料の収集と提供は一定程度できているということか。

事務局 : 情報発信については、男女共同参画に関する書籍を数冊ずつ増やしなが、貸し出しをし、この部屋は常に開放しているので、どなたでも利用できるセンターとなっている。登録団体が会議等の目的で予約された場合には、会議室としての利用もできる。部屋の広さの問題もあるので、講演会などをするのは難しいが、少人数での懇談という形でワールドカフェなども開催している。

委 員 : 青少年センターが閉鎖ということで、管理の問題があると思う。日中は常駐で、夜はしかるべき所から鍵を借りるということだが、利用状況をみると、夜間の利用は5%ぐらいかと思う。個人的には、夜間まで自由に使えるほうが確かによいと思うが、管理のことを考えると、しばらくの期間は日中だけにして、それで不便を感じる人がどれくらいいるか、リクエストに合わせて、どこまで市として対

応できるかを考えたほうがより安全ではないかと思う。

会 長 : 夜間の安全についてはどうか。

事務局 : 元気村おがわ東は、管理人室で会議室などの施設の管理を行っている。職員は5時までで、その後、委託先が管理を行っている。

委 員 : 利用状況だが、この数字は団体が利用された数字で、一般の利用数は入っていないのか。

事務局 : 個人利用の人数もカウントし、資料5に反映されている。団体利用の場合は、団体が何人で利用したかをカウントしている。

委 員 : 団体で使う場合は予約が必要になっている。個人で使いたい場合は、団体の予定が入っていなければ開放しているということだが、団体が予約をする際は、今後はどこに連絡をすればいいのか。日中連絡をするのか。

事務局 : 現在参画センターには電話機がないが、スタッフルームにある電話をそのまま持ってきて、日中勤務の職員に予約管理をしてもらう予定である。夜間は、元気村の管理人室でも予約は受けていないので、予約の電話は日中だけということで、変更点としてお知らせしていく。

委 員 : 参画センターに常勤ということだが、会議などで使っている場合に、その人はどこにいることになるのか。

事務局 : 別の部屋を設ける予定はないので、机・席を1つ設けて、間仕切りで対応する予定。会議中でも電話が鳴った時に対応する必要があるので、参画センター内に常駐する。

委 員 : 会議資料や、市の公共施設マネジメントなどを見ると、この建物全体としての利用はそれなりにあると思うが、参画センター“ひらく”に関しては、必ずしも多くはないのではないかと。4月からこの場所が確保されたということで、財政とか公共施設のマネジメントの面から、利用者に利用していただかないと、非常に厳しいことになるのではないかと。何かもっと利用者を増やす方向で検討されているのか。

事務局 : 参画センターに限らず、地域センター全体としても4割ぐらいの利用率に留まっているので、市民協働・男女参画推進課で管理する施設全体としての課題だと思っている。PRの方法は色々あると思うので、工夫しながらやっていきたい。地域センターの利用率向上のため、保育園・大学等にPRチラシを配るなど行っているが、様々な方法を工夫して利用率を上げることを考えている。

会 長 : 市全体が4割ということだが、元気村おがわ東の利用率はどうなっているのか。

事務局 : 元気村おがわ東は、夜間は20%前後と他の施設と同様に低く、元気村おがわ東全体で40から50%である。公共施設の地域性が若干あって、駅に近いなどの交通の便が良いところは5割を超えるというデータもある。

委 員 : 公共的な場所を会議やイベントなどで使う場合に、お金を取るということはされていないことが多いと思うが、この場所は、例えばママさんたちを集めて何か活動をする時に、会費を取っても借りることはできるのか。

事務局 : 市の施設は、基本的には無料ではなく、原則有料となっている。地域センターをはじめ、公民館など、減免や免除という取り扱いをしている。会費を取って、何かイベントを行っても、現在は免除という形で利用できる。

委 員 : 公民館は、会費は月2,000円と上限が決まっているが、参画センターにも上限はあるのか。

事務局 : 地域センターは同じく決まっている。参画センターの利用は、男女共同参画の推進をめざした施設なので、原則無料となっている。

委 員 : 創業を考える人や子育て中の方が場所を借りることが難しい。公民館等は、料金を徴収して何かすることはできない。その人たちが使えるような場所にできないか。

委 員 : フリースクールを運営している人が知り合いにいますが、フリースクールなど自習的なことで使うこともできるのか。

事務局 : 登録団体の登録要件は、5人以上の団体で、過半数が市内在住・在勤・在学者であり、男女共同参画に関することを話し合ったりする目的で活動していれば団体登録ができる。団体登録をすれば、電話での利用予約ができる。男女共同参画

に関することとは、男性と女性が集まって活動をしていればよく、広い意味で捉えているので、特に制限は設けていない。

会 長 : 基本的に、男女共同参画を目的とする団体の利用は無料。会合も無料、イベントも無料ということか。

事務局 : はい。宗教や政治活動、営利目的での利用はできないという要件はある。

委 員 : 利用時間について、公民館は午前・午後・夜間の3区分だが、参画センターも3区分か。他の利用がなければ1日とおした利用もできるのか。

事務局 : 午前・午後・夜間の3区分としている。続けての予約もでき、他の利用がなければ1日とおした利用もできる。

会 長 : 空間が小さいことと、使い勝手の良さをアピールしていくこと。あとは、活動の広がり、ここ自体が男女共同参画に関わる活動につながるようなイベントをやっていないといけない。

委 員 : 他市だと、女性の創業支援やセミナーなどをやる際に、普段は産業振興課に係る会議室を使っていたのに、会場に取って男女共同参画センターを使っているところもある。

会 長 : 資料を取り揃える予算面や、どんなものを取り揃えているのかについてはどうか。

事務局 : 男女共同参画に関する冊子やパンフレットは、23区26市で資料を送り合っており、届き次第配架している。また、適宜、新刊図書で男女共同をテーマにしたものや、広報誌“ひらく”の本の紹介コーナーで紹介されたものを配架している。図書室機能もあるので、毎日常に会議室として利用されていると、本を見に来た人が、いつも扉が閉まって利用できないという問題もある。使っていただきたい反面、いつも開かれている部屋でもありたいと考えている。

委 員 : 図書館機能もあるということだが、団体が利用している場合は、利用したくても使えないということになる。そうなると、場所的にも交通の便の良い場所ではないので、ゆっくり本を読みたいと思って来た人が利用できない可能性がある。一度そういうことがあると、なかなか足を運びやすい場所ではない。例えば、公

民館などは、ネット上で利用状況が見られるが、ネット上で参画センターの利用状況は確認できるのか。確認できないのであれば、今後はどうなのか。もっとオープンに、利用者を増やし、図書館機能もアップさせたいのであれば、ネットが見られる環境のある人だけが対象になってしまうが、そういうところもないと、交通の便も悪い所なので、わざわざ足を運んで使えなかったとなると、あまり利用価値がなくなってしまう。

事務局 : 公共施設の予約システムに入るかどうかは検討する。元気村おがわ東の施設については、一昨年の11月からシステムが入っているが、利用率が伸びたかというところでもない。地域が分離しているので、その辺りも含めて影響しているのではないかと。地域センターには予約システムはまだ入っていない。

委員 : 公民館は当日でも空いていれば使わせてくれるということが書いてあるが、地域センターもそうなのか。

事務局 : 空いていれば借りることはできるが、有料になる可能性もある。

委員 : ふらっと来て使っていただくオープンなスペースだとしたら、予約している団体が使っていても、図書が見られるようにレイアウトを考えてもらいたい。

委員 : パーテーションで仕切って常勤の人の居場所を作るとのことだが、図書館機能もアップさせたいのであれば、いつ来ても利用できるように、椅子があって、図書を読めるようにしておかないと意味がない。一度来て、団体が使っているから駄目だったと駅までとぼとぼ歩くことになると、次に来ようとは思わない。

事務局 : 今はスタッフルームに、常時2人はいるので、近くに来た方には積極的に声をかけるようにしている。利用している団体にスタッフが了解を得て、ご紹介するようにしている。4月からは職員が部屋内に常駐するので、扉を開けておくなどしていききたい。

委員 : 扉が2つあるので、パーテーションを使ったりして、いくらでもオープンにできる。利用人数を見ると、1件あたり大人数、20~30人使っているとは考えられない。だいたい1件多くて2、3人か。そう考えると、南側を会議スペース、北側は図書スペースとしても問題がないのではないかと。

委員 : 団体利用だと20人とか30人の利用になるのではないかと。利用者が、気が付

いた時に問題点を積み上げて、リーダーが市に、問題が大きくなる前に打診していけば、市も対処しやすいのでは。

委員：元々は子どもが40人生活できるスペースなので、大人20人が会議するのはあれば、スペースは半分でも十分だと思う。

会長：それほど大きくないグループの利用の場合は、区分することを前提に、常時、図書の見覧等の個人利用もできるようにしてはどうか。
議題1については以上とする。

議題（2）男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書について

⇒資料6 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書

資料7 調査報告書のクロス集計表 一覧

資料8 クロス集計表

会長：議題2、男女共同参画推進についての市民意識・実態調査の報告書が完成したということで報告を。

事務局：資料6は市民意識・実態調査報告書。資料7は調査報告書のクロス集計表一覧、資料8がクロス集計表となっている。

- ・前回審議会での意見、更に一週間後の11月13日まで意見を受け、調査報告書のまとめを会長・副会長・事務局一任ということで行った。
- ・12月に途中経過をお見せして、再度意見をいただく時間を作りたいと考えていたが、分析や図表を10年前の調査の報告書とは随分変え、何度も委託事業者とやり取りをしていく中で、その時間が作れず、今日の配布となった。
- ・報告書の構成は、Iの調査の概要から、IVの調査票・奥付まで、全部で186ページとなっている。10年前の前回調査の報告書が約160ページ、今回も約160ページでまとめる予定だったが、様々検討しながら作成し、190ページ近くとなった。
- ・I 調査の概要に、1 調査の目的と集計方法ということで、調査の目的・設計・内容・回収結果を載せており、5番が回答者の属性となっている。
- ・調査票は無作為抽出で2,000人に送付したが、転居先不明で戻ってきたものがあり1,993人、返送いただいた数が718通、そのうち回答がない白票が1通あったので、有効回収数として717通、回収率は36.0%だった。
- ・5番の回答者の属性は、小平市在住の18歳以上の男女（平成27年9月1

日現在) 158,251 人の中から、標本母集団として、男性 999 人、女性 1,001 人、計 2,000 人を抽出している。有効回収数は、男性 296 人 (41.3%)、女性 410 人 (57.2%)、性別の回答がない人が 11 人 (1.5%) で、717 人となっている。

- ・(2) 回答者の年齢は、717 人の回答者の年齢を表にしている。
- ・(3) 母集団との比較は、小平市の人口構成比と対象者の構成比を年齢別に比較したもの。
- ・6 集計・分析方法では、年代ごとにウェイトをつけて集計 (ウェイトバック集計) したこと等を説明している。本調査は、年代ごとの傾向を把握するため、特に、若い世代から一定の実回収数を確保する目的で、18 歳以上を対象とするとともに、若い世代に重点を置いて調査対象者の無作為抽出を行った。18~29 歳の回答者が小平市の人口構成比よりも多く、人口構成比 16.9% に対して 26.6% の回答となっている。高齢者の発送数も減らしているため、人口構成比と違い、市全体の回答として集計するには適さないということで、ウェイトバック集計の方法を採用した。ウェイトバック集計という言葉に次に説明している。
- ・5 ページは、調査結果の概要とし、29 項目取り上げて、結果を文章で載せている。
- ・Ⅱ 調査回答者の属性からは、ウェイトバック集計を採用した数値になっているので、男性の人数、女性の人数が返送数とは違っている。
- ・Ⅲ 調査結果の分析は、調査票の問 1 から順に、主な傾向・特徴を挙げながら文章で説明している。合わせて、全体の結果とともに、男性・女性の結果を入れるようにしている。
- ・性別にみた図表も載せているので、文章の中では「性別にみると」を太字に強調して、男女の傾向を表現している。次に、年齢別やその設問に合わせた属性のクロス集計、地域別分析に入れられる範囲で入れている。文字の大きさや表が小さくなる部分もあるが、極力入れるようにした。
- ・前回の審議会等の意見の中で取り入れたところは、無回答が多かった設問の見直しと、前回調査と同じ設問との比較。
- ・前回の調査との比較を掲載しているのは、問 8-3、63 ページからの<図表 2-9>で、職場で男女差別と感じられることがあるかという設問。特にないと答えた人が今回女性で 48.4%、男性で 46.9%。10 年前は女性が 39.1%、男性が 41.9% だった。男性も減っているが、女性のほうが「男女差別と感じられることはない」という回答が増えていることが分かる。
- ・「昇進、昇格に男女差がある」と答えた男性が 10 年前は 25.8% だったが、

今回、「女性が昇進、昇格しづらい」と答えた男性は6.1%で、女性よりもかなりの割合で減っている。

- ・「賃金に男女差がある」と答えた男性が10年前は21.5%だったが、「賃金に男女差がある」と答えた男性は7.0%で、これも、女性よりもかなりの割合で減っている。
- ・「女性を幹部職員に登用しない」という回答も同じような結果が出ている。
- ・内閣府調査との比較を掲載しているのは、81ページの、ワーク・ライフ・バランスについて、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の理想の優先度を聞いている設問。次のページに内閣府調査との比較表を載せている。内閣府調査は面接調査なので単純に比較はできないと以前から説明しているが、参考として入れている。
- ・83ページは、現実の「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度についての設問にも、内閣府調査との比較を載せている。この他には90ページの問17等で内閣府調査との比較を載せている。
- ・問17は、女性が出産や介護などで離職せず活躍するために必要なことは何かという設問で、選択肢を複数回答で選ぶ。回答結果は、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が一番多く、次いで「介護支援サービスの充実」となっている。92ページに内閣府調査との比較を載せており、内閣府調査でも同様の結果であるが、特に小平市では「介護支援サービスの充実」をあげた人が多い結果になっている。
- ・資料7は、報告書のどの項目に、どのクロス集計を載せているかという一覧。性別については、問22と問24の一部、問25以外は全て載せている。年齢別についても、問5から載せられるものを載せている。職業別に特徴が出ている設問や、未婚・既婚別のクロス集計もいくつか載せている。地域別については、あまり違いはなかったが、問20、問29、問30について載せている。
- ・資料8は、膨大な資料だが、クロス集計の一部で、参考資料として配布している。傍聴の方には、閲覧とさせていただく。ホームページでの公開はしない。取り扱いには注意。説明もなし。

会 長 : ご意見を。

委 員 : 個人的にはとても良いと思う。結果の概要をつけたところが、一番良いと思う。見る側に立っての作りになっている。

会 長 : この議題については、以上とする。

議題（３）男女共同参画推進計画の意見書について

⇒資料９ 会長メモ：意見書について

資料１０ 内閣府：第４次男女共同参画基本計画（概要）

会 長：議題３、男女共同参画推進計画の意見書について。今日の中心議題である。今回の審議会から、次期の推進計画策定の仕方について意見書としてまとめるための議論をしていく。最初に、内閣府の、第４次計画の概要について事務局から説明を。

事務局：資料１０の説明。

昨年１２月２５日に「第４次男女共同参画基本計画」が決定し、内閣府がホームページで公開している資料である。前回の審議会資料とした、内閣府の基本的考え方（素案）とほぼ変わっていない。

- ・改めて強調している視点の①「女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実していくこと」を１番に掲げている。
- ・男性中心の現在の働き方、残業や転勤が当然とされている働き方を変えていく、ということがないと、女性が活躍することもなかなか難しいということで、内閣府が１番に掲げている。
- ・②「あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進」を２番としている。女性活躍推進法が成立し、実質的な数値目標を掲げた行動計画を策定することが義務づけられ、市も特定事業主として、数値目標を含めた行動計画を作っているところである。
- ・２枚目の政策領域目標一覧には、国家公務員の女性登用の現状・成果目標、地方公務員の女性登用の目標・成果目標が出ている。こちらを参考にしながら、特定事業主・一般事業主（３０人以上の従業員をもつ民間企業）も、数値目標を定めた計画を作ることになっている。
- ・Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備の項目に、「男女共同参画社会」という用語の周知度がある。現状が男性６６．３％、女性６１．３％（平成２４年時点）というところを、成果目標では平成３２年に男女とも１００％にするという目標となっているので、参画センターの部屋の周知とともに「男女共同参画社会」という用語の周知も力を入れていきたい。特に計画にもこのようなことを入れていきたいと考えている。

- ・ 3 ページ目が具体的な取組となっており、前回の審議会資料とほぼ同じ。第 2 部の施策の基本的方向と具体的な取組が 3 領域になっており、①から⑫の分野となっている。
- ・ 国の政策なので、市でやるべきところ、重点施策も考え、参考にしながら次の計画を考えていきたい。ここを特にというところは、皆様のご意見を頂戴して、意見書を参考に来年度から取り組んでいく。

会 長 : 資料 9 を見ていただきたい。どういう意見書にするかということで、今回枠組的なものを作った。枠組そのものについてご意見をいただくのと、枠組の点でよければ、どんなことを盛り込んでいくのか、ご意見をいただきたい。まず、「はじめに」、その後に①から⑥まで、6 点に渡って、意見・計画の作り方について述べた作りになっている。

「はじめに」のところでは、今期の審議会がどんなところに力を入れてやってきたかについて報告して、その中で大事なところを次期に引き継いでいただくということでまとめるので、主だった取り組みといえるものを書いた。この審議会がどういう方向をめざしていけばいいのかということを中心に押さえておくということで、男女共同参画社会基本法と、女子差別撤廃条約、市の条例の規定の確認と、アクティブプラン 2 1 等を勉強した。それから、去年は実績評価（推進状況調査）報告書の「分かる化」の改善に取り組んだ。委員の男女共同参画についての理解の向上のために学習会を行ったこと。委員の活発な発言・議論を行ったこと。

2 年目は、市民意識実態調査を行ったことと、市が男女共同参画推進本部を設置したということについて評価すると記載した。

次から項目だが、(1) として、男女共同参画推進のための施策の重点を明確化した次期政策の立案を、とした。現行の計画が、男女共同参画、男女共同に関わりそうな事業を網羅的に取り上げたものになっているが、逆に、力を入れる点がなくなっている。小平市において、施策の各領域における重点を定めて、精力的に推進するというかたちに作ってはどうかというもの。

(2) として、良い計画を立案する前提となる、参照作業を 4 つ挙げている。

①は、国の第 4 次男女共同参画計画の 7 つの視点を加えるということ。計画には 1 2 分野が示されているので、そちらのほうが良いのではないかとも思っているが、国の政策で定めたことを踏まえるということ。

②は、市民意識・実態調査の結果の十分な反映ということ。小平市民の皆さんの考え方・実態がこの中に浮かび上がっている。

③は、小平市のジェンダーをめぐる指数の把握ということ。市民意識・実態調査で分かる面もあるが、もう少し、例えば、核家族で、夫婦とも仕事をしてい

る世帯はどのくらいかとか、専業の方がどのくらいかとか、生活実態、お仕事の実態等をきちんと把握する作業は、統計書等をもって作業をしたい。

④は、現場の声を踏まえるということ。行政の施策の現場ということもあるし、子育て中の当事者の現場など。

(3)として、実行性を高める計画案の作成ということ。①は、施策の現場、市と市民が協働で行っている現場、市民自身の取り組み、そことのすり合わせが行われているとよい。②は、男女共同参画の計画と市の総合計画や、介護計画等の他の計画とのすり合わせ。

(4)としては、計画の実施段階での、昨年度の実績評価作業等とのフィードバックの充実ということ。計画を作った後、それが着実に取り組まれているか、或いは、実現が難しい面があるとすれば原因を明らかにし、改善できるのかといったところ。現在も実績（推進状況調査）報告書を作っているが、他の市等の取組をみると、審議会の部会が設置されていて、実績報告書は施策現場から提出されるが、それをもう一度、審議会で点検して、ここはとともよくやれているとか、ここについてはこういう点を改善する余地はないでしょうか、といった評価報告書を作っている。両輪で進めていく仕組みについても、どの程度可能なのかということ自体を検討したほうが良いと思っている。

(5)は、計画に盛り込まれたものを更に充実してくためにはどうしたらよいか、という体制のところの検討作業も欠かせないということ。推進本部が設置されたので、推進委員会の機能を充実させるにはどうしたらよいかなど、市民協働型での推進をもう少し取り入れたほうが良いと思っている。この参画センターの機能については、たくさんの予算がつくということはないと思うので、行政本体の参画を推進するための役割と、参画センターが果たせる役割について区別して検討する必要があると思っている。

(6)として、計画策定過程での市民の参画の推進という面があると思う。審議会で十分な検討を行うことはもちろんだが、当事者からのヒアリングや、市民から意見を出してもらう機会、パブリックコメントが計画づくりには必ずある。内容が固まる前の中間時点で出来れば良いと思っている。実態調査のここは注目したほうが良いというところを書き込むかは判断のしどころで、4月以降の審議会で改めて話し合っていただくとして、やり方のところを書くという判断をした。以上が、会長の素案である。どなたか意見を。

委員：この2年間の中で、審議会で問題になったり、様々な先生方の講義の中でポイントとなっていたのは、「集中と選択」ということ。推進本部の中では、「集中と選択」という話は、どんな感じで出ているのか、出ていないのか。

事務局 : 具体的な細かいところはまだ出ていないが、基本方針を出した時に、重点を絞ったかたちで進めていくことを推進本部に報告している。まだ、具体的なものは出ていない。

委員 : 現行の計画では、市、民間の企業、市民が行う、担うということだったが、この役割分担を、本来、自分から担うべき、やらなければならないというところで気づいて、それが大切なのだということで進めていたと思う。連携がある、ということだと思うが、次期もそういった形なのか、目論見はどうなっているのか。

事務局 : 男女共同参画社会は市だけでなく、市民の皆さんと協働で作っていきたいと思っている。市の責務、市民の責務、事業者の責務（役割）ということで、引き続きこの条例の形を踏襲していきたいと考えている。

会長 : 2年近くやってきたので、こういうことが大事なのではないかと、率直なご意見をいただきたい。

委員 : こういうことを2年間やってきたな、と感じながら説明を聞いていた。それを踏まえてまとめてあって、意見書は素案としてはよいと思う。これに具体的に加えるとなると、どこがどうというのは分からない。

会長 : 先ほど委員が、女性が起業する場合の施設利用について話された。小平市にどの程度の動きがあるか分からないが、他市では、ママ・マルシェが盛り上がってきていて、公民館で、自分が作ったものを出品・販売してもよいと認めている市もあり、グリーゾーンが増えてきている。コミュニティビジネスという言葉も出てきて、お金をもらっているが、儲けが一番の目的というのではなく、そこでの様々な出会いや話し合う機会があったり、活動的な人と出会うことが力になったりする。そこから、稼ぎ手になって出てくる人もいる。もう一步、そういう意味でも具体的な参画活動、積極的な活動は、こういうところをもっと変わればいいのに、というような意見はないか。

委員 : 理論的なことも大切だと思うが、計画の中では、実際に、誰に伝えてどうしたいのかが分からないので、もっと具体的にしたほうがよい。ママさんが起業するということに繋がると思うが。

会長 : 企業や活動をバックアップしているような計画になっているといいと思うので、

そのためには実状把握が必要。企業については市の産業振興課がそれなりにやっているし、商工会やNPO等もやっている中で、どこがどう繋がって、連携したらいいのか分からないと、どこに何を組みんでもらうのがよくて、市が施策的にどうバックアップするか、どこを引き受けてもらうかも見えてこない。具体的に知らないのでは一般的な整理になるので、誰がやるのかとなる。施策の現場と協働の現場とのすり合わせ、重点化は、動きがあるものを作り出せるテーマなのか、課題なのかということを組み立てるといいのではないかと思う。例えば、介護における男性の参画をもう少し上げるためには、何をするのがいいのか、というところがかまれている、講習会なのか、女性のほうからの圧倒的な愚痴と提案なのか、とか、ヘルパーさんにももう少し当事者への提案的なことができるトレーニングなのか、とか。一番どこが何をするのがよいか、その他はどう協力したらよいか、ということが見えると、具体的な動きが地域で作られ、動きがあって成果が出ると、行政の施策担当のほうでも元気が出ると思うので、そこをつかんでいる計画になればいいと思う。

委員：次に起こるべきことをある程度気づいてもらって、予想してもらおう。市民の方たちは、男女共同参画は自分に直接関係する問題ではないと思っているのか、意識して無関係を装っているのか分からないが、意識が低いように思われるし、自分の問題として捉えられていない。行政はどうか。市が何でもやるのではなく、自らが気づき考え、市民としての意識を高めていくような大きな施策を考えていかないと。それが本来の姿ではないか。一度良い方向に動き出せば、行政が何をしなくても、次の段階に、自然と自分の周りの難しい問題を解決し、地域の仲間と解決できる力がついていく。そういったものが、男女共同参画という中でもできたらいいと思う。実態調査報告書や様々なもので、現実のかなりの部分を把握できたと思う。その中で、どこが課題かということが自動的に見えてくる。あとは、市の、市長の方針などを考えて、いくつかの重点施策を、マイルストーンを定め、何年先にはこの課題についてここまでやるといった、計画実施段階で各年度の実績評価作業と、PDCAをしっかりとすることが必要。

委員：推進本部がリーダーシップを発揮していくということだが、イメージとしてつかみにくい話だと思う。当審議会として推進本部にこうしてもらいたいという意見を言うべきなのか、言わないほうがいいのかとか、そもそも設置された理由は何か。小平市はどう変わっていくべきなのか、イメージがつかめない。

会長：推進本部があるのとないのではどう違うのか。

事務局 : 男女共同参画や男女に関わるということのは、推進本部ができる前は全庁的にも、分かっていない人も多かった。推進本部は部長相当職なので、そこが意識してもらえるとこの効果が大きい。現場サイドは、上の段階が出来たということが大きい。その下に課長相当職の男女共同参画推進委員会がある。上が変わると、意識が変わってくる。

会 長 : 意見書はもっと具体的なイメージが書けるといいので、事務局と相談して、実状にあったものにしたい。

委 員 : リーダーシップといわれると、推進本部はまだ発足した段階だと思うが、いつからどうなるのか。

会 長 : 小平市役所における推進本部はどういう役割だということを説明し、それにふさわしい形に表現を変えていくこととする。一般的な、国語辞典的な推進本部のイメージだと、どんどん引っ張っていってくれるみたいなイメージだが。

事務局 : 条例で、男女共同参画の推進を最重要課題の1つとして位置付けている。市は、あらゆる課題を、様々な分野で役割分担し、福祉も男女共同参画も、全てのことの根底にある考え方とするということは自覚しているが、実際の仕事に取り組む担当は、忙殺されてしまったり、改善策だけを考えてしまったりすることがある。男女共同参画の考え方が思いつくような打ち出しをしていきたい。計画に書いてあれば、その施策は、市の職員も市民もめざしていくものである。達成に向けて、1職員が、1組織としてどう関わっていけるのかというところを考えられるものにしていきたい。現場の、率直な意見をいただいた上で、最終的には市が判断して、計画を策定するということになるが、意見は十分反映していけると思うので、次回の審議会でも、ご意見をいただきたい。

委 員 : 公募市民として委員にならなければ、「男女共同参画」という言葉すら知らなかった。市民に「男女共同参画」という言葉を広めていくことが大切だと思う。

委 員 : 究極の男女共同参画社会というのは、男女の性を意識しないで生活できる社会だと思う。ワーク・ライフ・バランス、介護と保育がまだまだ女性の就労を妨げたり、社会で生活していく中で足かせになって、介護疲れになったり、そこが全然変わっていない。男女共同参画、男も女も分け隔てなく同じだというと、働き方も同じに働けということになり、残業も、男性が18時まで仕事しているから女性も18時まで仕事をしろ、そうなるとお迎えに行けないから、保育

所はもっと遅くまでやれ、みたいな形になり、結局、老人や子どもたちにしわ寄せがいつている。どちらもうまくいく方法がないのか、と思う。男女共同参画がこれだけ叫ばれれば叫ばれるほど、保育所はもっと遅くまでやれ、日曜日もやれ、年末年始もやれ、とコンビニエンス化する。業界として永遠の課題。

会 長 : 現場からの切実な意見だ。

委 員 : 現場で働いている人は圧倒的に女性が多いが、自分が働くためには、自分の子どもを預ける場所がない。20時まで保育所を開いて仕事をするために、20時以降も開いている保育園に預けなければいけない。結局、保育士を辞めるしかなくなる。そこに矛盾がある。何の解決策があるのか。

会 長 : 大きな社会保障の構造に関わることだが、北欧諸国は年金の規模がそんなに高くない。その分を、若者の支援のほうに回して、年金については、税金をもっと入れている。日本では働いた分を取り戻すという保障のイメージがあり、一所懸命貯めたから返せという感じだと思うが、若者の支援に回せる形にできないかと思う。もう少し公的な財源が必要かと思うが、限度があるので、日本の場合はもう少し考え方を変えていかないと、子育て、子どもを預かるところについては、保育園に負担が集中してしまう。審議会として、政策の実務でできることは、大きなところに地域での具体的な取り組みなり、市の施策で取り組めることを、何とか、極力矛盾が増えないような形で、先が見えるようなものを作れるようにバックアップしていく役割でもあると思っている。

委 員 : 国は、納税者としての女性を増やす目的ではないはずだ。小平市は財政をもっと豊かにしたいがために、男女共同参画を利用したいのか、小平市はどの方向に行きたいのか、聞いてみたいが、聞いてよいのか分からない。
話が飛躍するが、安全保障法制で、解釈によっては、女性も兵役に取られるということになってもおかしくない。この国の、権力を持っている人は、本当のところは女性の活躍をどう使いたいと思っているのだろうと、悩んでしまう。

会 長 : 女性活躍推進法が出来た過程を勉強すると、ジェンダー系の先生たちが相当巧みなことをやって、純粹にこうなったらいいなというよりも、様々な考えのせめぎ合いの中で、上手に押し込んだということが見える。政策なので、そうならざるを得ない面がある。もう一つは、日本の政策についての議論の仕方はリアリズムが欠けている。例えば、安全保障法制でも、本当に核ミサイルを撃たれた場合、パトリオット（地対空ミサイルシステム）は全部を撃ち落とせない

ことがはっきりしている。戦争自体に現実性がなく、その辺の議論をしない。そこが一番平和ボケしているというか。もう少し大きなこと、社会的なことについて、真剣に考えていない傾向があり、様々なものが悪くなっている。政策決定をする際に、巧みな判断で、せめてこの要素だけは大事だから何とか入れ込んでいこうという方向にならざるを得ないのではないか。政策で、これは相当良いというものなかなか出来ない。この2年の作業を次が引き継いでいけば、小平市職員が本当はどうしたいと思っていたのかとか、現場の実状がこうだから、せめてこうすればもう少し良くなるということをつかめているところがあると思うので、それを受け取れるようになり、市民サイドから見た時に、納得・理解できない部分があっても、どうしてそうなっているのかという点が解けていき、男女共同参画に限られるが、その中のいくつかのことがもう少し突き詰めれば良くなるというものを重点化のところで書ければよい。現実を踏まえて、少しずつよくなっていくところが書けるので、市が元気になっていき、住みやすくなる。取りあえず取り組んで、取りあえず対処している状態。対処と善処という言葉があるが、とある僧侶の方が「今の時代、善処は出来ない。対処しか出来ない。」と言っている。対処でも、しないよりは良い。極力頑張って、今の状態ではこれしか出来ないということをつかんだ上でも進めることをやらざるを得ないのではないか。

議題3については、今日いただいた意見を受け止め、事務局とも意見をすり合わせながら、言葉を入れたものをできるだけ事前にお送りしたい。以上とする。

会 長 : その他、連絡事項について事務局から説明を。

事務局 : 次回の、第6回の日程は、2月9日火曜日午後2時から、中央公民館2階、講座室2を予定している。その他に、会長からご提案いただいている第3回学習会を3月5日土曜日、午前中の2時間程度、会場は参画センター。講師は昨年お話しいただいた内藤先生を予定している。自主参加だが、ご都合のつく方は参加をお願いしたい。

会 長 : 以上で、第5回審議会を終了する。